

全建労発第 32号
令和8年7月13日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 今 井 雅 則
〔 公 印 省 略 〕

事故由来廃棄物等の処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のための
ガイドライン等の改正について（周知依頼）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。本会の活動につきましては日
頃から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび厚生労働省より、別添のとおり「事故由来廃棄物等の処分業務
に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正について」
周知の依頼がありました。

今回の改正では、除去土壌の埋立処分及び復興再生利用に係る基準等が定め
られたことを踏まえ、密封されていない除去土壌を埋め立てる場合における汚
染の拡大防止措置について、ガイドラインの見直しが行われるとともに、放射能
濃度の簡易測定手順における係数等についても改正が行われております。

つきましては、貴協会におかれましても、本通知の趣旨をご理解いただき、会
員企業に対し周知を図っていただくとともに、除染等業務における放射線障害
防止対策の一層の推進についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

（担当：労働部 吉田）